

米軍嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練に対する意見書

米軍は、去る2月21日午後5時頃、米軍嘉手納基地内において、パラシュート降下訓練を強行した。降下した5人中2人が予定地点を大きく外れ、沖縄市側の基地内の住宅エリアに着地した。一歩間違えれば大惨事になりかねない事態である。

同訓練に対しては、沖縄県や地元自治体（三連協）の再三にわたる、同基地内でのパラシュート降下訓練の中止要請を無視している。本町議会でも、去る2月1日に同訓練に対し関係機関に抗議決議及び意見書を全会一致で可決したにもかかわらず、訓練が強行されたことに対し強い憤りを禁じ得ない。

同訓練は、住宅が密集する基地周辺での危険性を指摘し、沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を受け、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において、伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納基地での訓練が繰り返され、今回で11回目となる。

米軍は伊江島での訓練を計画していたが、気象海象の影響で実施ができないおそれがあったため嘉手納基地で訓練を実施したと言うが、やむを得ない場合ならいつでも同基地で、パラシュート降下訓練ができる状況になり看過できない。

今年に入り、米軍の射爆撃場になっている渡名喜村入砂島に緊急着陸していた普天間飛行場所属のAH1Z攻撃ヘリコプターが、関係機関に事前通告もなくCH53E大型輸送ヘリコプターによってトリイ通信施設に移送したことに対し地元議会は、抗議決議及び意見書を決議した。また、うるま市津堅島訓練水域でも降下訓練が行われるなど県民は不安な生活を余儀なくされている。

平成18年の米軍再編ロードマップで合意された同基地の負担軽減にも逆行した機能強化であり、地域住民や議会・行政の抗議を一顧だにしない米軍の暴挙は断じて許されない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート訓練及び夜間訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守させ、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月4日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長